# 教科書制度の概要と採択等の留意事項について

# 1 教科書とは

## (1) 教科書の定義

教科書とは「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」とされています。(教科書の発行に関する臨時措置法第2条)

### (2) 教科書の種類と使用義務

教科書には、文部科学省の検定を得た教科書と、文部科学省が著作の名義を有する教科書があり、学校教育法第34条には、小学校においては、これらの教科書を使用しなければならないと定められています。この規定は、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用されます。

# 2 教科書が使用されるまで

### (1) 著作・編集

教科書発行者は、学習指導要領、教科用図書検定基準等をもとに、創意工夫を加えた図書を作成し検定申請します。

#### (2) 検定

発行者から検定申請された申請図書\*1は、教科書として適切であるかどうかを文部科学大臣の諮問機関である教科用図書検定調査審議会に諮問されるとともに、文部科学省の教科書調査官による調査が行われます。

審議会での専門的・学術的な審議を経て答申が行われると、文部科学大臣は、この答申に基づき検定を行います。

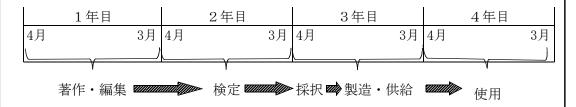
#### (3) 採択

検定済教科書は、1種目(教科書の教科ごと)について数種類存在するため、この中から学校で使用する1種類の教科書が決定(採択)される必要があります。

採択の権限は、公立学校については、所管の教育委員会に、国・私立学校については、校長にあります。

#### ○ 教科書が使用されるまでの基本的な流れ

検定は、それぞれの教科書について、おおむね4年ごとの周期で行われます。



※1「申請図書」とは、教科用図書の著作者又は発行者が、文部科学大臣に検定の申請をしている図書のことです。

# 3 教科書採択の公正確保

教科書発行者は、「教科用図書検定規則実施細則」や文部科学省からの指導などに基づき検定中の教科書を適切に管理することなどが求められています。

そのため、各学校の教職員は、教科書が使用される基本的な流れのほか、教科書採択にかかわる各種法令や文部科学省の指導の内容等を理解しておくことが大切です。

#### (1) 教科用図書検定規則実施細則

第5 申請著書等の公開 (3) 申請図書等の適切な情報管理

② 申請者は、申請図書<sup>\*1</sup>の検定審査が終了するまでは、当該申請図書並びに当該申請図書の 審査に関し文部科学大臣に提出した文書及び文部科学大臣から通知された文書<u>について、そ</u> の内容が当該申請者以外の者の知るところとならないよう適切に管理しなければならない。

### (2) 文部科学省による指導(制限が必要な事項)

文部科学省は、発行者や採択関係者に対して、採択の公正確保の観点から、制限 が必要な次の事項について指導を行っています。

- ・採択関係者に影響力のある教職関係者等を採択に関する宣伝活動に従事させること
- ・採択関係者の自宅訪問
- ・ 内容見本・解説書等について、教科書や教師用指導書と類似しているものの作成・ 配布
- ・採択期間中における教科書に関する講習会・研修会等の主催
- ・教科書の給付過程における宣伝物の挿入・添付
- ・各教育委員会等への見本本の送付部数
- ・教員への教科書見本及び申請図書の献本
- ・発行者による他者教科書との比較対照や他者教科書の誤謬を利用した宣伝行為の 取扱い など

# 4 留意事項

○ 教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教職員から意見を聴取することは、大きな意義がありますが、一方で、仮に教科書発行者と教職員の認識が教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つようにしなければなりません。特に、教職員が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る際には、その可否・

特に、教職員が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る際には、その可否を 手続等について、法令や条例・規則等に従わなければなりません。

なお、教科書協会が制定した「教科書発行者行動規範」においては、例外的な場合を除いて、検定期間中又は採択期間中における意見聴取の対価として金品の支払いを禁止しているので、その旨も併せて留意が必要です。

また、実際の対応について不明な点がある場合は、事前・事後を問わず、教育委員会(服務監督権者)に相談し、適切な助言を受けることが大切です。

○ 教職員が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教員等の関与若しくは荷担の内容・程度によっては、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第32条(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)、第33条(信用失墜行為の禁止)又は第38条(営利企業への従事等の制限)の規定に違反する可能性があり、ひいては懲戒処分や訓戒措置の対象となることがあります。